

社会福祉法人 それいゆ

地域密着型特定施設入居者生活介護 運営規定

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人それいゆ（以下「本会」という。）が開設する、ケアハウス ま・めぞん（以下「事業所」という。）が行う地域密着型特定入居者生活介護の事業（以下「本事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下「従事者」という。）が、当該特定施設入居者生活介護の提供を受ける要介護状態にある入居者（以下「利用者」という。）に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適正な介護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業の従事者は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、特定施設サービス計画（以下「サービス計画」という。）を作成し、これに基づき入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練等の日常生活に関する援助を行う。

2 本事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 本事業の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提出方法等について、理解しやすいように説明を行う。

4 本事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しない。

5 事業所は、正当な理由なく地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名 称 ケアハウス ま・めぞん

(2) 所在地 福岡県大牟田市中町1丁目5番地1

第2章 職員の種類、員数及び職務内容

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、最低員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、従事者に本運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 1名(兼務)

生活相談員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又は家族に対して、相談援助を行う。

- (3) 計画作成担当者 1名(兼務)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成にあたる。

- (4) 看護職員 1名(兼務)

看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康維持のために適切な措置をとる。なお、夜間の看護体制として24時間常時連絡がとれるよう電話を携帯しオンコールに対応する。

- (5) 機能訓練指導員(看護師) 1名(兼務)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

- (6) 介護職員 6名以上(常勤・専従4名 兼務2名他)

介護職員は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たると共に利用者の身体状況を観察し、看護職員へ報告する。

第3章 入所定員及び居室数

(入所定員及び居室数)

第5条 本事業における入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入所定員 20名

- (2) 居室数 20室

第4章 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

(指定特定施設入居者生活介護の提供方法)

第6条 本事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、本事業の提供に関する契約書の締結を行う。

第7条 本事業は、正当な理由なく指定特定施設入居者生活介護の提供を拒まない。また、事業所は利用者が本事業に代えて事業所以外の介護サービスを利用することを妨げない。

更に、入院治療を要する場合等、利用者に対して適正な本事業の提供が困難と認めた場合は、適切な病院の紹介など、必要な措置を講ずる。

第8条 本事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努める。

第9条 本事業の開始に関しては、開始年月日及び事業所の名称を、終了に際しては、終了年月日を利用者の被保険証に記載する。

(指定特定施設入居者生活介護の内容)

第10条 本事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴介助サービス（週2回の入浴または清拭）
- (2) 排せつ介助サービス
- (3) 食事介助サービス
- (4) 生活介助サービス（離床介助、着替え介助、整容介助、その他日常生活上の世話）
- (5) 生活の相談・援助、レクリエーション
- (6) 機能訓練
- (7) 健康チェック（バイタルチェック、投薬等の管理、通院介助）
- (8) 利用者の家族との連携（利用者家族との交流等）

(特定施設サービス計画の作成)

第11条 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の従事者とも協議のうえ、本事業の目標及び達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容およびサービスを提供するうえでの留意点等を記載したサービス計画を作成する。

2 計画作成担当者は、第1項のサービス計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、同意を得る。

3 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、当該サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス計画の変更を行う。なお、第1項から第2

項までの規定は、サービス計画の変更について準備する。

(指定特定施設入居者生活介護の利用料等)

第12条 本事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

2 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

① 個別的な外出介助（個別に行われる買い物・旅行等の外出介助、協力医療機関以外の通院・入退院の際の介助）

・・・ 1時間以内 500円

その後30分毎に500円

② 個別的な買い物等の代行 ・・・ 1時間以内 1,000円

その後30分毎に500円

③ 週2回を越えた入浴を行った場合の介助 ・・・ 1回につき 300円

(2) おむつ代にかかる費用は実費とする。

(3) 本事業所において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第5章 利用者が居室を移る場合の条件及び手続き

(居室)

第13条 本事業の居室は全室個室のため一時介護室は設けない。

(居室移動の場合の条件)

第14条 本事業の提供をうけるための居室は、ケアハウス入居時に決定された居室をそのまま使用するものとする。

2 前項にかかわらず、事業所の管理者が本事業の提供に必要と認めた場合は、本人の同意のもとに居室を移動させることがある。

3 前項により居室を移動する場合の条件及び手続きは次のとおりとする。

(1) 入居保証金の精算は行わない。

(2) 退室する居室の現状回復経費は利用者の負担とする。ただし、費用の徴収は入居保証金の精算が行われる時点とし、入居保証金返還金との相殺が可能な場合は相殺とする。

(3) 移動に係る費用は事業所の負担とする。

(4) 利用者は移動後の居室に設置されている管理費をあらたに負担するものとする。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

第15条 利用者は、本事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。尚、本項についてはサービス提供時に、利用者又は家族に通知するものとする。

- (1) 入浴サービスを利用する際は、従事者の指示に従い、入浴時間、注意事項等を守ること。
- (2) 機能訓練室を利用する際は、従事者の監視、指示の下に行うこと。

第7章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第16条 従事者は、本事業を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 従事者は、昼夜を問わず、医療連携体制に係る指針に基づき行動する。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第17条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者又は火災・防災等についての責任者を定め、年2回定期的に避難訓練その他必要な訓練を行う。

第9章 その他運営に関する重要事項

(運営推進会議)

第18条 地域密着型特定施設入居者生活介護が地域に密着し地域の有益な社会資源として地域に貢献できるよう運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議はおおむね2ヶ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は利用者の代表、家族の代表、地域住民の代表、大牟田市の担当職員、地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者及びケアハウス職員とする。
- 4 会議内容は、事業所のサービス内容や活動内容の報告及び適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流などとする。

- 5 運営推進会議の会議内容や評価、要望、助言などについて記録を作成すると共に、当該記録を公表する。

(家族会)

- 第19条 利用者及びその家族相互の親睦を通して良好な人間関係を作ると共に、提供されるサービスが利用者本人を中心に行われていくよう家族会を開催する。
- 2 家族会はおおむね3ヶ月に1回以上とする。
 - 3 利用者家族全員、ケアハウス職員
 - 4 家族会の会議内容、評価、要望、助言などについて記録を作成し保管する。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第20条 利用者が、正当な理由なく本事業の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

- 第21条 利用者に対して、適切な本事業を提供できるよう、従事者の勤務体制を定める。
- 2 従事者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修 年1回以上

(秘密保持)

- 第22条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、本事業所の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

- 第23条 提供した本事業に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講ずる。
- 2 自ら提供した本事業に関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
 - 3 本事業に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した本事業に関して、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第24条 利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

2 利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(会計の区分)

第25条 事業所ごとに経理を区分するとともに、本事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第26条 従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する本事業の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から5年間保存する。

(身体的拘束)

第27条 事業者は利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しない。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の身体拘束については、「抑制に関する方針及び基準」に従って行い、その経過を記録する。

(虐待防止)

第28条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のために、従業者に対する研修を実施し、必要な措置を講ずる。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止)

第29条 事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の適切なサービス提供を確保するため、職場におけるハラスメント行為は許さず、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(看護・介護職員の区分)

第30条 本事業所に係わる看護職員・介護職員を他の従業者と明確に区分するための措置として、勤務表を掲示する。

(従業者の教育)

第31条 本事業に係わる看護職員・介護職員、その他の従業者に対し、年1回以上の内部研修及び外部研修を行い、看護・介護の質の向上と安全管理を徹底する。

(事業継続計画の策定等)

第32条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第33条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人それいゆと事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(附則)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成23年6月1日から一部改正施行する。

この規程は、平成23年8月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和4年11月1日から一部改正施行する。

この規程は、令和7年8月1日から一部改正施行する。